

令和3年第3回太子町議会定例会（第493回町議会）会議録（第4日）

令和3年6月18日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 同意第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 3 同意第7号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 4 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第36号 工事請負契約の締結について  
(柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明設備整備工事)
- 7 請願第4号 太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願  
(議会運営委員会委員長報告)
- 8 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
  - 2 同意第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 3 同意第7号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
  - 4 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 5 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
  - 6 議案第36号 工事請負契約の締結について  
(柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明設備整備工事)
  - 7 請願第4号 太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願  
(議会運営委員会委員長報告)
  - 8 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第1号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之

5番	長谷川 正 信	6番	上 山 隆 弘
7番	中 薮 清 志	8番	堀 卓 史
9番	首 藤 佳 隆	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	井 村 淳 子
13番	藤 澤 元之介	14番	玉 田 正 典

**会議に欠席した議員**

な し

**会議に出席した事務局職員**

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

**説明のため出席した者の職氏名**

町 長	服 部 千 秋	教 育 長	沖 汐 守 彦
総 務 部 長	森 田 好 紀	生 活 福 祉 部 長	杉 原 勝 由
経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利	教 育 次 長	栗 岡 正 則
財 政 課 長	佐々木 信 人		

---

(開議 午前10時00分)

○議長(玉田正典) 皆さんおはようございます。

令和3年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長(玉田正典) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案3件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第2 同意第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長(玉田正典) 日程第2、同意第6号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 皆さんおはようございます。

同意第6号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件は、現在欠員となっております識見を有する者のうちから選任する監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意をお願いします方は、太子町常全101番地4に在住の村瀬敏紀氏で、昭和29年8月13日生

まれの満66歳でございます。村瀬氏の経歴は参考資料のとおりであります。人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。なお、任期は令和3年6月18日から令和7年6月17日までの4カ年です。よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第6号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（玉田正典） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉田正之議員及び長谷川正信議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（玉田正典） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（玉田正典） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（職員点呼、投票）

○議長（玉田正典） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

吉田正之議員及び長谷川正信議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（玉田正典） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票。

投票のうち賛成 13票、反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(玉田正典) ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時11分)

(再開 午前10時11分)

○議長(玉田正典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

### 日程第3 同意第7号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長(玉田正典) 日程第3、同意第7号太子町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 同意第7号太子町副町長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

令和3年4月1日から太子町副町長が不在となっておりますが、このたび太子町副町長として杉原勝由氏を選任したいため、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

杉原勝由氏は、昭和38年2月22日生まれの満58歳であります。杉原氏は経歴調書にありますとおり、神戸大学医療技術短期大学部理学療法学科を卒業後、公立宍粟郡民病院等で勤務され、平成9年4月に太子町役場に入庁、経済建設部産業経済課長、生活福祉部高年介護課長、生活福祉部町民課長、生活福祉部長を歴任し、行政運営に関しまして高い見識をお持ちの優れた人材で、人格も高潔であり、太子町副町長として適任者であると考えます。なお、御同意いただきました後は就任日を7月1日とさせていただきたいと考えております。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長(玉田正典) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(玉田正典) 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 1点、確認いたします。

この状況下で受けられるという気持ちは買っておりますが、今回この人事が通りまして何らかの問題があったときは2人できちんと責任を取るという気持ちでお二人とも職務に当たられるということによろしいでしょうか。

○議長(玉田正典) 町長。

○町長(服部千秋) お答えをいたします。

今御質問のとおりでございますので、また杉原部長におかれましても副町長のポストに就いてこれまでの議会でのやり取りや経緯などを踏まえ、内部から声を上げなければいけないと思って

くださっていましたようで、熟考はなさいましたが、よい返事をいただくことができましたので、今質問がありましたようにみんなで一生懸命頑張ります。よろしくお願いします。

○議長（玉田正典） ほかに質疑はございますか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 1点だけ確認させてください。

このワクチン接種のとき、一番大事な生活福祉部長の席が空席になります。今日の神戸新聞の朝刊に、7月1日付で後任を充てるということも掲載されております。これから先、職務をスムーズに動かすために、どのように進めていく考えなのか、その辺のところをお聞きします。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 今言われましたように、杉原部長は現在生活福祉部長としてコロナ対策に非常に熱心に取り組んでくださっているところでございます。一方、副町長という仕事も非常に重要なポストでございますので、両方を兼ねるということではなくて、もし御同意をいただけたならば7月1日付で新しい部長を着任させ、これまでと同じように——これまでも本町は一生懸命担当部署がやってくれていますけれども——引き続きうまくいくように新しい部長にも陣頭に立って指揮をしていただきますので、それについては御心配ないように進めますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（玉田正典） ほかに質疑はございますか。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 2点あります。1点ずつお伺いしたいと思います。

今現在副町長が不在なことに対して、何か今具体的な支障が出ているかどうかという部分、まずは1つ確認したいと思います。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 本来副町長というものは、よそも見ていただいたら分かりますように、いるべき者でありますし、例えば私が倒れてしまったとしたら、あるいは分かりやすい例でいいますと、最近新型コロナウイルス感染症予防のために外部での行事というのは以前よりもう圧倒的に減っていますけれども、同じ日、同じ時間に2つの事柄あるいは3つの事柄があれば、私の体は1つですので片方にしか行くことができません。副町長ができれば、もう一方に行っていたといたことができますので、分かりやすい例でいえばそういうことです。なお、町内の様々な事務事業の事務方をいろいろまとめてくださるといふ点におきましては、副町長というのはいずれとも必要なポストでございますので、その点も御配慮いただきまして御理解をいただき、ぜひ御同意をいただきたいと思います。

○議長（玉田正典） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 事務方のもちろんトップですから——では今現在は特にこれで困ってるとかという支障がないという部分で判断してよろしいですか。そのように、じゃあ一応認識はしておきます。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 特段困っているところがあるかないかということで、いや、なくても構わないと理解させていただきますということでございますが、副町長は本来置いていただいて、私が倒れてしまったりとかいرونなときには必要なポストでございますし、いろいろと相談してやっていくために必要であると思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（玉田正典） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 そうですね、もちろん不必要でないということは分かっておりますし、今現

在本当に逼迫して必要性があるのかどうかという部分で、具体的な事例をお伺いしてその辺を確認したかっただけです。

続きまして、2点目の質問なのですけれども、杉原部長はもちろんすばらしいというか、優秀な方で私もよく存じ上げておりますけれども、この経歴を見ますと1点、総務関係の仕事は一切経験されていませんが、その選任された基準という部分について再度お伺いいたします。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 総務部やまた今おっしゃいませんでしたが教育委員会における経験が不足しているのではないかという御指摘はあると思いますけれども、しかしながらこれまで在籍しました所属においては所属内のみならず、例えば町民課長時代であれば専門職の採用計画などについて横断的にほかの課と協議を重ね、1つの方向性を導き出されてきたことや、産業経済課長時代にはプレミアム商品券販売に際し、全庁的な応援態勢を確保し円滑な事業推進に寄与された御経験など、常に他者と協議し、太子町を広い視野で把握して取り組みを進める資質を持った方でございます。本町では各部局にはそれぞれ部次長も在籍しておりますので、御自身の経験や知識とともに今後も各部局とコミュニケーションを図っていただきながら、オール太子町で私と共に町政を進展してくださる方であると確信しておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（玉田正典） ほかにございますか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 このたびも大変住民をなめた人事案件を出されたなというふうに私は思っております。

まず第一に、議員に対しても当初から今の現状を考えれば、議会に対して、つまりは住民に対して丁寧に対応するというを常々言っておられたにもかかわらず、突発的な人事案件でありますし、議会運営委員会にも名前すら報告をしないといったような姿勢がいかげなものかなとも思います。また、議会としては意見書を申し入れているさなかであります。現状のままでは太子町政を服部町長には任せられないという意見書に対しても大変不誠実な回答を出されている中で、その問題の解決なしにこういった人事案件を上げてこられるお考えがいかげなものか。そのあたりに町長の能力のなさがまた露呈したところではありますが、また急な対応になったこと、それとつい3カ月前までは庁内においては杉原氏は課長であったわけですが、それまでも数多くの方、退職された方、部長経験者もあったわけですが、急にその方が副町長として対応されるというのは内部的に調整もしっかりと行われたのか。また、ではなぜ以前の段階で杉原氏を上程しなかったのか、この短期間の間でどのような対応がなされたのか、具体的な説明を求めます。その引き受けてからの対応ももちろんそうですが、もし否決になった場合も杉原氏がまた部長に返り咲くというようなことはないとは思いますが、その辺の調整についても説明を求めます。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、人事案件について議会運営委員会に名前を出さなかったということはなめているんじゃないかということをおっしゃいましたが。

（上山隆弘議員「そこじゃない」の声あり）

以前から議会運営委員会には人事案件では名前を言っていなかったと思っておりますので。

（上山隆弘議員「そうじゃない」の声あり）

以前から人事案件につきましては名前を言っておりません。これがまず1点目ですね。

それから、2点目ですけれども、5月11日付で頂戴しました意見書について言われているものと思うのですけれども、この3点の要望が記載されました意見書につきましては、前議長から対面で受け取ります際に1、2点目の回答は必要ない、3点目については検討結果を翌日の正午ま

でにお示しいただきたいとされておりました。しかしながら、この後、5月31日の期限までに新議長のほうから回答を求められましたので回答を差し上げたところでございまして、私は誠意を持って回答をさせていただいたと思っております。

教育委員会との状況につきましても、一朝一夕では行かないものと承知しております。現在謝罪、慰留や相談など、丁寧に対応に努めながら進めさせていただいているところでございます。

(上山隆弘議員「言うてないやん」の声あり)

お相手のあることでありますので、御意向も踏まえさせていただきながら、また一般質問の際に議員の皆様より頂戴した御意見も参考にさせていただいて、誠実に対応を進めてまいりたいと考えております。

今回の副町長人事案件の上程につきましては、教育委員会や議会の皆様と双方向のコミュニケーションなどを通じまして関係を良好なものにしていくとともに、コロナ禍での非常時における滞りない行政運営を行っていく上で非常に重要なものと考えておまして、これらを通じまして住民福祉の増進という地方自治の本旨を達成することが私の責任であると考えております。ぜひとも御理解、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それから、もし通らなかった場合、部長になるかならないかというお話があったと思いますが、私といたしましては、杉原氏は優秀な人材でありますのでぜひとも皆様方に御賛同いただきたいと思っておりますけれども、万一不同意ということになった場合には現在の職を続けていただいて、精いっぱい頑張ってください所存でございます。

(上山隆弘議員「答えてないやないか」の声あり)

○議長(玉田正典) ほかにございませんか。

(上山隆弘議員「議長、答えてないじゃないですか」の声あり)

暫時休憩します。

(休憩 午前10時29分)

(再開 午前10時30分)

○議長(玉田正典) 再開します。

町長。

○町長(服部千秋) 3カ月前まで部長でなかったのに、なぜ上げるのかという御質問だと思いますけれども、部次長職は4人しか就けませんし、またそれ以外の中でも課長の中に、また課長以外でもですけど優秀な職員はたくさんおります。当時部長の立場の方、また課長の立場の方から数年前からいろいろと考えてきたことも事実でございます。しかし、そのときそのときのいろんな状況があるということもまた事実でございます。その中で令和3年3月定例会で副町長を御同意いただけなかった以降、庁内でも、私も意見は部長に聞いたりしてはしていますが、部長たちも何とかこのままではいかんと、何とかしようじゃないか、内部から上げようじゃないかと、そういったようなことも内部で話し合ってきたという事実もございまして。こういう様々な状況がある中でございまして、杉原氏におかれても、私も御本人の意向も確認いたしました。受けていただいたら、御本人もいろいろと矢面といいますか、いろいろと立たされたり、いろんなことが生じるということはあるかもしれません。しかしながら、杉原部長におかれましては気持ちがしっかりしておられて、太子町という組織をきちっと支えていきたいと、その中の一助——一助という言葉がいいかどうか分かりませんが——その中の役割として自分自身にできることがあるのならば、その仕事を引き受けて、ぜひきちっとやらせていただくというはっきりとした思い、気持ちを述べられていますし、私自身そういった思い、よりよい町にしていこうという思い、太子町のために、また太子町という組織のために自分のやれることをやろうとし

ておられる方だということがはっきり分かりましたので、時間の長い短いという御議論はあるかもしれませんがけれども、杉原氏におかれましては適任者であると判断し上程させていただいているので御理解をお願いしたいと思います。

○議長（玉田正典） ほかにございますか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 人事案件の名前を議会運営委員会に出す出さないということが問題だと言ってるのじゃないのです、まず。御自身が意見書を出されている事情というのは、どう考えとんかなとまた疑問になるのです、こういうことをされると。ですから、要望書も提出——そんなことをしたくないのにあえてさせていただいたのですけれども——解釈がずれてるのです。だから、住民をなめてるのじゃないのですかということを私は申し上げているのですけれども。住民目線で住民目線だと町長は時折発言されます。我々も住民側の代表として、数が14名という形で議員として存在しておるわけで、住民の代表として公人として考え方を整理し、個人で物を言っているわけではありません。町の状態が混乱している状態にあるわけですから、町長自身がまず先頭に立って姿勢を示さないといけないわけですが、部長も心配してくれていますとか、そういう答弁なんか求めてないのです。町長としての考えを、今ある状態をどう整理して今回の人事案件に取り組んでおられるのかということを確認したいわけです。それに対して全然答えが——まあ今始まったことではないですが——ずれまくっているのです。その辺が私は非常に残念に思います。

もう一度聞きますが、私はそういうことを聞いているのじゃないのです。じゃあ、なぜ前段の副町長人事を上げられたときに杉原氏に当たる場面があったのかなかったのかも含めて、部長に任命して部長として活躍をしていただこうと思っていたわけですね。そういう副町長となる人材を育てていきますということも前回の議会でも説明をしているような状況があるわけですがけれども、その間に、「ああ、引き受けてか。ほんじゃあお願いします。」というような安易な考えで副町長をお願いしているのじゃないのですかというふうに見受けられませんかということをお聞きしております。また、申入れ書に対して教育委員会がどうのこうのということは今言っていないのです。1番、2番には回答が要らないとかということも、そんなことはこちら側としては、当時提出した議長もその場で発言していないということを言ってるのに、またそんなことを言ってるのですか。町長は意見書に対しての意識をどう思っているかを聞いているのです。もう一度答弁をお願いします。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをいたします。

上山議員との認識の違いだと私は思いながら聞いておりました。

AということとBということと今2つのことがありまして、上山議員はこのたびもいろんなことの混乱が収まるまで人事案件は上げるべきでないという要望を出されていますけれども、しかし副町長を決めるということと、それ以外の——教育委員会のことは聞いてないと言われましたけれど教育委員会のことなど、例えば——ほかの事柄というのは別の事柄だと思います。そして、町民と言いましてもそんなにたくさんの方に聞けたわけではございませんけれど、私はある町民の方からはこの副町長の人事案件と、それからほかの問題というのは別のことであるので、そして解決には時間のかかることもありますし、また今回の人事案件につきましても杉原氏におかれて、先ほど申しましたようなお考えをお持ちであり確認もできておりますので適任者であると考え、上げておりまして、Aという事柄とBという事柄は別のことだと思っておりますので、その感覚が、私自身も町民にも聞いてみましたがけれども、上山議員の感覚とは違うというふうに思っておりますので、今回上程している杉原氏について副町長として適任者と私は思っております。

すので、皆様方もこれまで杉原氏のことをよく知っておられるわけですから御判断をいただいて通していただけるかいけないか。私としてはぜひ通していただきたいと思っておりますので、ぜひともお願いを申し上げます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長、認識の違いじゃないのです。私も住民ですし、町民とも話はします。別に問題を一緒にたにしているのじゃないのです。町長の姿勢を問うているのです。そんなことを言われなくても分かってます、そんなことを聞いてないのですから。姿勢として、議会と向き合っただけで対応していくということ、何回も何回も申し訳ございません、申し訳ございませんと言いながら、約束しますと何回言ってるのですか。だから、なめてるのじゃないですかと言ってるでしょう。こういうやり方、悩むような議案の出し方はやめてくださいと再三申し上げたと思うのです。受けるほうにも大変失礼だと思いますよと、前回の副町長の人事のときにもお伝えしたと思います。自らが責任を取って対応する姿勢が見えないのです、答弁から。意見書に対してもそんなことを言ってないでしょう。町長の姿勢を問うているのじゃないですか。だから、そのほかの人事関係の問題が出ているわけじゃないですか。たとえここで可決したにしても、今後もそういった問題が出るか出ないかという部分では不安でしょうがないのです。しっかりとした答弁を求めます。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 上山議員はなめているというふうにおっしゃっておりますけれども、私自身はそういう姿勢でおりません。真摯に接しております。

今副町長という立場の方が本町にはおりませんので、ぜひとも副町長を決めていただいて、様々な課題、これは新型コロナウイルス感染症のこともありますしほかのこともございますけれども、特別職や幹部が中心となりまして職員とともに一丸となって太子町の住民の皆様の福祉の増進に努めていくことが、私たち役場に勤める者の責務だと思っておりますし、私自身の責務だと思っております。上山議員はどう思われるか分かりませんが、私自身も住民目線に立って仕事をさせていたいただきたいと思っておりますし、またそのようにしてきたと私自身は思っておりますので、決して議員の皆様———というか、今は上山議員がおっしゃっているだけですけれど、上山議員をなめているということはしておりませんので御理解をいただき、ぜひとも杉原氏に対して御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（玉田正典） ほかに質疑はございませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 先ほど来の答弁の中で、副町長の不在で困っていることとして町長がもし倒れたときの代理あるいはイベントの代理出席というような発言がありまして、町の発展を考えた上ではスムーズな行政運営を行っていくということが求められるのだらうと思うのですけれど、そういう部分において不在で困っていることの中身が聞けていないのもう一度お願いしたいのと、あとこの杉原氏が行政経験としては部長、課長を歴任されているものの年数的には係長同等ぐらいの年数かなと。また、先ほど来ありますけれど総務や財政、教育行政を経験されていない、それを十分に分かった上で今回選任されるわけなのですからけれど、最後に短い言葉でどのような判断あるいは覚悟で今回選任に至ったかということを確認させていただきたいです。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 2つあったと思うのですけれど、最後に短くと言われたのでどこまで短く言えばいいのか分かりませんが。年数を短くと言われましたけれど、私はそれも認識が違っておりまして、途中で入られてから年数を正確にカウントしておりませんけれども、二十何年なのか

三十数年なのかだと、どちらかだと思のですけれども、年数は十分にあると思っていますし、そういったそれぞれの部分は、例えば私自身も欠けたところがあるわけですから、それを周りの人に補っていただいて今も仕事をしておりますし、それぞれ誰が誰であっても補ってもらうことが必要な部分はあるわけですので、その辺は周りの部次長また課長も杉原氏を支えてくれるし、また私自身も今支えていただいておりますので問題ないと思っておりますので、杉原氏とともにいろんなことを相談しながら、またこれまでと同じように部長、課長たちと話しながらかやしていきたいと思います。ちょっと長くなって申し訳なかつたですけど、よろしく御理解を賜ればありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（玉田正典） ほかにございませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 副町長不在という状況で、町政においてはよりスムーズな行政に変えていくために必要だということは理解いたします。ただ、先ほど答弁の中でございました、もちろんコロナに対する対応というのは今喫緊の課題として重要です。それ以外のということを言われましたが、令和3年3月定例会以来、様々問題になっております教育委員会との関係でありますとか、あとは早期退職者の問題でありますとか、こういったことは行政基盤を揺るがず深刻な問題だと考えております。今回杉原氏を任命されるに当たりまして、そういったあたりの話を事前にされましたでしょうか。あるいは、それらに対してどのような方向性を持ってお二人でタッグを組んでやっていかれるのか、その辺について質問いたします。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 教育委員会のことと早期退職者のことをおっしゃったと思います。そして、どのようなやり方をしていくのかということも議論した上でかということも質問だと思います。具体的に細かなことまでは議論をしていない段階でございます。また、杉原氏だけでなく、ほかの職員ともこの対策については常々どうするのがいいのかは議論をこれまでもしてきましたし、今後もいたします。杉原氏におかれても一緒にこのことを……。杉原氏の特徴は、いろんな事柄、いろんな人に配慮ができる方だと私は思っています。そういった能力は非常に高いものがあると思っていて、私自身が杉原氏に助けていただくことが非常に多くあると思っておりますので、今出原議員の御指摘があった事柄につきましても、これまで具体的に細かな詰めまで話していませんけれども、これから副町長に御選任いただいて、ぜひとも杉原氏と、また杉原氏だけでなくほかの担当部署の職員も含めまして、どのようにするのがよりよい太子町になるのか、太子町の職場になるのかということも議論していきたいと思っておりますので御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（玉田正典） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今議案が出てきた段階で、今出すべき議案なのかということを確認いたしました。確かに副町長が不在である状態においては、町民に対しての不安あるいは庁内部の職員に対しても不安と職務が重くなると、あるいは町長としても大変であろうことは安易に予想ができる部分であります。しかしながら、普通の町政の状態であれば、何も問うところはないかもしれま

せん。しかし、令和3年3月定例会よりも、それ以前からも町長自身を取り巻く周囲の人間との関係については常にもめごとが絶えず、言った言わないの話が繰り返されているのが現状であります。そういった姿勢を議会としてはこのままの状態では町政は任せられないという形で意見書を提出しております。その意味を解釈して我々に対して誠意ある説明もないまま、姿勢も変えない姿が今回の質疑の中の答弁でもかいま見えてしまいます。また、人事を選定するに当たっても、3カ月前まで課長をしておられた方が急に副町長へと代わられるという中身について、内部における調整についても質問をしたところ、答弁がございません。前回の副町長をお願いしたいという場面でも、普通の職員ではなかなかできない、能力的に副町長は求められるところが多く、またあるいはそれを超えてまで内部の職員では私についてきてくれる者がいないというような答弁をされてきました。この3カ月間の間に急に降って湧いたかのような人事に対応するというのは、しかるべき説明があつて当然のことと思いますが、議員に対しても安易な取扱いで自ら出席することなく対応するなど、本当に誠意が見えない。また、議会運営委員会において名前を出さず出さないということの質疑においても答弁はありましたけれども、町長が議会に向き合う姿勢に問題がある中で、もう少し丁寧な人事対応をしないのがおかしいと私は指摘しております。そういった、人を大事にしない姿勢が太子町の町政混乱の1つの要因でもあるということを思っております。もし、この案件を通すことにより町長が辞職をされるのであれば、私は喜んで副町長として杉原氏を選任したいと思いますが、どうもそのような様子でもございませんので、私は反対の意思を持ってもう一度言います。この案件を反対することによって、服部町長には早期に辞職をしていただきたいことを申し入れます。

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 賛成の立場で討論いたします。

人事案件の際には、何回と言っていいほど申しておりますが、本人によほどのことがない限り賛成するものだと思っております。ようやく庁舎内から副町長を引き受ける方が出てきて、この混乱が収まっていく可能性が出てきております。意見書を提出し、改善を求めているにもかかわらず、前向きに改善しようと感じられることに反対すれば、議会が信用を失い、さらに混乱するものと考えます。議員として本当に今の状況を憂い、改善を図る気持ちがあるならば、賛成すべきであると考えております。また、庁舎内が落ち着き、職員が働きやすくなるならば、住民サービスの向上に寄与するものと考え、また町長に何かがあったときの代理として副町長不在は考えられないという観点、そして先ほど質問もしましたが、何か問題があった際にはお二人とも自らがきちんと責任を取る覚悟を持って上程されているであろうことから賛成といたします。

○議長（玉田正典） それでは次に、原案反対の方の発言を許します。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 誠に非常に残念ではありますが、今回も前回同様、議会に対して事前の相談、説明がないまま上程をされました。特に3月25日以降、教育長、教育委員との問題など、それ以外も速やかに、客観的に透明性のある徹底した真因、真相の究明を行い、責任の所在の明確化をして、今後これらの混乱を一緒に收拾し、安定的な町政運営を確保できる体制を早期に再構築していく必要があるにもかかわらず、いまだに何も解決を図れないまま、不協和音が生じた現在の異常な状態では一議員としても正常な判断、ジャッジができないということです。それはお互いにとって非常に不幸になる可能性がありますので、もう少しこの提案のタイミングを図ってほしい、待ってほしいというその思いで6月14日、私も含めて4名の議員と連名で服部町長に対して、本会議における副町長人事案の先送りを求めるよう要望を出し、お願いをした次第です。

これまで服部町長は1期目に町長選で対立候補だった元町議を起用しようとしたけれども不同意となり、翌年町幹部の起用の案も通りませんでした。前副町長については県が事実上仲裁に入って派遣をし、片道切符で退路を断つ覚悟を示され、議会も納得し同意をしました。本年3月定例会では、監査委員と農業委員の人事も不同意になりました。町長として通したい提案が通らず、このままではトータル的にその町長の手腕というものが問われても仕方がないような状態に陥っているのは確かです。本年5月11日に、議会が服部町長の姿勢を改善し、町政を立て直すよう求める意見書を提出しました。その後、いろいろと町長も御尽力されていることは分かりますが、結果としてその回答というか、改善が認められていない。町長はまた同じようなことを繰り返されており、主張は一方通行で信頼を失う言動もあり、今の状況と自らの姿勢を顧みて改められているとは到底見受けられず、私自身もこのままでは町長との信用を回復し、信頼関係を築けておりません。よって、反対せざるを得ず、この反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 同意第7号太子町副町長の選任につき同意を求めることについて賛成の立場から討論を行います。

やっと職員から副町長人事の名前が上がってきました。待望の、念願の、安心して副町長を任せられる人材だと考えます。杉原勝由氏は、さわやか健康課で理学療法士として頑張っておられた姿が大変印象的でした。また、ここ最近では産業経済課長、高年介護課長、町民課長、生活福祉部長を歴任され、どの分野でも勉強家でいろいろなことをアイデアをもって仕事に当たってこられた方と私は認識しております。人物また経験、特に今回の新型コロナワクチン接種事業では兵庫県、医師会、その他の関係機関との連携にも大変尽力を尽くすなど、行政手腕も申し分ないのではないかと考えております。また、先ほど町長から杉原氏の副町長人事案件に対する決意も聞かせていただき、大いに期待をするものでございます。これまで培われてきた経験を生かしながら、太子町の少子・高齢化の課題、厳しい財政状況下でも様々な政策に取り組んでいくためには最適で、なくてはならない人材だと考えます。教育長と教育委員会の問題が片づかないと人事案件を出すべきではないという意見もありますが、教育長、教育委員会問題とこの人事案件は分けて考えるべきだと考えます。今後町政を安定させて運営していくためにも、この副町長人事に同意をするものでございます。

以上です。

○議長（玉田正典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 私は賛成の立場から討論させていただきます。

これまでのキャリアの中で財政課を含む総務部、教育委員会ということを経験されていないということにささか不安は覚えるわけですが、内部からの選任ということで、近年続く職員の早期退職が3年連続で10名を超えているという問題、この異常事態、それから令和3年3月定例会で教育長が、その後教育委員3名が辞意を表明されていると、その後3カ月たった今でもまだ解決していないというこの問題について、新たな副町長とともに早期に解決をしていただくこと、そして先ほどの町長の答弁の中で何か問題があった場合には責任を取るということを自ら発言されておりますので、その言葉を信じまして問題解決に強く進んでいただいて、もし問題が

解決しない場合は発言を撤回することなく、きっちりと責任を取っていただくということを強く求めまして、今後町政運営をスムーズに円滑に進めていただくことを求めて賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（玉田正典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 私は、原案に対して賛成の立場から発言させていただきます。

杉原氏に関しましては、これまで見させていただいた中で実直で真面目に仕事に取り組まれる、そういう方だというふうに感じております。また、先ほど町長からも話がありましたように、人への配慮ができる方ということも同意いたしております。ですから、内部から上がった方として反対する理由はございません。ただし、1点言っておきたいことは、これまで起こってきた様々な問題、特に教育委員会との関係に係る問題などの一連の諸問題はまだ何も解決していませんし、何の進展もしていないということです。これに関しまして、このような状況で出されてきたことは、またしても突然出されてきたことは非常に違和感を感じます。できれば上程を見送っていただきたかったと私は考えておりますが、上程された以上は真摯に議員として表決はいたします。ただし、この問題に対して町長と、そしてもしも副町長になられましたら杉原氏も一緒に真摯に対応していただくとすることを求めまして、そしてこの問題は太子町の未来に対して非常に重要な問題だということをいま一度認識していただきまして、その後の町政運営に期待いたしまして私の賛成討論といたします。

○議長（玉田正典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（玉田正典） 賛成多数です。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時06分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副町長に同意されました杉原勝由君から発言を求められておりますので、これを許可します。

杉原勝由君、演台へどうぞ。

○生活福祉部長（杉原勝由） 議長より発言のお許しをいただきましたので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいま副町長の選任につきまして御同意を賜り、心より厚くお礼申し上げます。今この席に立たせていただき、改めて副町長の職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策、待ったなしの状況であります。また、急速なデジタル化がますます進展し、大きく世の中が変わろうとしています。こうした中、私自身は微力ではございますが、服部町長を補佐し、職員一丸となって全力を尽くしてまいりたいと考えております。これは、まさに斑鳩寺の仁王門の近くの石碑に記されている「照干一隅」でございます。この意味するところは、自分自身が置かれたところで精いっぱい努力することであつたり、縁の下の力持ちであつたりということでございます。私の目指すところでございます。

議員の皆様方におかれましては、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（玉田正典） 杉原勝由君の発言は終わりました。

~~~~~

日程第4 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（玉田正典） 日程第4、議案第34号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件につきましては、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、総務経済建設常任委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第34号。付託年月日、令和3年6月7日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年6月9日水曜日午前10時から午前11時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①県から派遣された職員で、これまで対象となる人がいなかったのか、それとも金額に差異が出る人がいなかったのかどちらかの質疑に、過去に県から課長職が派遣された際は、町の給与条例の範囲内で支払いができたが、今回は部長職の派遣で、町の給与条例の範囲内では賄えないため、条例の一部改正により対応することとなったとの答弁があった。

②参考資料に「本町の産業振興及び公共インフラ等の維持管理などを適正に行うため、広い範囲での知識や経験を有する人材が必要となり」とあるが、本町の職員でこれに値する人物、また

部長になる人材がいなかったのか、その見解はとの質疑に、行政事務については、年々広範囲化、複雑化しており、部長職も例外ではない。本来は町職員から部長を任用すべきであるが、県が持つノウハウや知識、経験を今後の町行政に生かせるのではないかとこのたび県からの派遣に至った。また、部長の派遣期間中に、部長級を育成していきたいとの答弁があった。

③派遣の期限はとの質疑に、県と協議書を締結し、2年間の期限付の派遣であるとの答弁があった。

④このたび追加した附則第23項について、派遣期間の2年が過ぎた後の対応はとの質疑に、そのまま残しておくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第35号。付託年月日、令和3年6月7日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年6月9日水曜日午前10時から午前11時53分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①条例第24条第2項及び附則第5条第1項の改正において、「扶養親族」の後に「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。」と付け加えられているが、詳細説明をとの質疑に、一般的に年少扶養親族（0歳から16歳未満）から老人扶養親族（70歳以上）まで全てを通して「扶養親族」というが、個人町民税の算定においては、そのうち16歳以上の親族について「控除対象扶養親族」と規定されており、16歳未満と規定されている「年少扶養親族」については、控除の対象から制度上外れている、しかし、個人町民税の均等割及び所得割の非課税の範囲に係る扶養親族の人数には「年少扶養親族」が含まれるため、当該文言が付け加えられたとの答弁があった。

②条例第34条の7の寄附金について、「当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。」の前に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」と付け加えられているが、詳細説明をとの質疑に、寄附金控除について「その対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外する」と所得税法が改正されたためであるとの答弁があった。

③セルフメディケーション税制が令和9年度まで5年間延長されたことに伴う改正とのことだが、これを利用されている町民はどれくらいいるのかとの質疑に、セルフメディケーションの特例控除については令和3年度の対象者は3人である。控除額として4万3,000円程度であった。一方医療費控除を利用されている方は、令和3年度は1,989人である。控除額として4億100万円である。ドラッグストア等で対象の薬等を購入された場合、年間1万2,000円を超えた部分について申告をされると控除が受けられ、制度的には手軽なものであるが、医療費控除と合わせて控除を受けることができないため、大半の方は医療費控除のほうで制度を活用されているとの答弁があった。

④生産性向上特別措置法が廃止され、中小企業等経営強化法へ制度移管されることに合わせ地方税法が改正されたことに伴う改正とあるが、この改正による企業への影響はとの質疑に、中小

企業が新規に購入した償却資産等の課税標準を減免していく制度であるが、産業競争力強化法の改正により、これまで根拠となっていた生産性向上特別措置法が廃止されたが、そこから中小企業等経営強化法へ中小企業の支援の項目が移管され、これまでの制度を維持していくという形で地方税法が改正されているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（玉田正典） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第34号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（玉田正典） 全員賛成です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（玉田正典） 全員賛成です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第36号 工事請負契約の締結について（柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明設備整備工事）**

○議長（玉田正典） 日程第6、議案第36号工事請負契約の締結について（柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明設備整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第36号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明設備整備工事の請負契約であります。工事請負契約につきましては、去る6月8日に12者による制限付一般競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市本町127、株式会社ニチワ姫路支店支店長浜義弘と8,734万円で契約するものであります。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） ただいま上程されました柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明設備整備工事の契約につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事は国の補助金であります社会資本整備総合交付金を活用し、グラウンドに照明柱5基、照明設備としてLED灯28台、制御盤、電気幹線、照明制御システムとしてタッチパネル対応のタブレットPCを整備するものです。6月8日に12者による制限付一般競争入札を執行し、予定価格8,150万円に対し7,940万円、落札率97.4%で落札された姫路市に支店を持つ株式会社ニチワ支店長浜義弘と契約をするものです。工期は、令和4年3月25日を予定しております。

以上で議案第36号工事請負契約の締結について（柳池総合公園多目的グラウンド夜間照明設備整備工事）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（玉田正典） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 2点ほど確認します。

この参考資料によりますと、完成予定が令和4年3月25日と明記されております。それによりまして使用方法はどのように計画されているのかというのが1点。

2点目が、明るさはどれくらいでどの種目まで対応できるものなのか、その辺のところをお願いいたします。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 使用方法につきましては、このグラウンドは教育委員会のほうでの所管となります。条例改正と併せまして今後検討されていくものでございます。

明るさはどのくらいかということですが、今回軟式野球、それからサッカー、それから各種イベントに使えるようなグラウンドとして照明を設計しております。グラウンドの地表面で、野球のほうで300ルクス、サッカーのほうで200ルクスを確保するような計画として発注をしております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 種目によりましてルクスが違ってくると思います。今回、これ5基の塔が建ちますね。この図面によりまして高さが24メートル、LED1個のワット数は1つが1,200ワット、場所によりまして5つつきますので、塔によりましては1塔が約6,000ワット。先ほど個数を28個というような形で言われましたが、1塔当たり5個ですと25になるのですが、あとどこか1つずつ増える塔があるということですか。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） サッカーの球技場と軟式野球の球場、形が違いますので、そのあたりは適正に照明を確保できるように照明柱の中で数が変わっておるということで、全部では照明柱5基、LED照明は合わせて全てで28基を配置しておるということでございます。

○議長（玉田正典） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 最後の質問になります。

野球では300ルクス、サッカーでは200ルクスというような形なのですが、これは安全基準に沿ってるという解釈でよろしいですね。これは野球のボールが速くなりました、ちょっと見にくいというところもあると思うのですが、その辺はやり方、これからの運用の仕方でもたまたま変わっていくということもあり得るのですか。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 照明につきましては、JISの基準に基づいて必要な明るさを確保しているということでございます。設置した後、2カ月間ほど調整の期間を設けておりますので、その中で実際にまぶし過ぎるとかというところは確認ができると思いますので、そのあたりはそこで調整をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（玉田正典） ほかに質疑はございませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 この照明についてですが、もともとどこからの発案でこのグラウンドに照明をつけると、どういう目的を持って照明をつけようという動きとなったのか、説明をお願いします。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 総合公園グラウンドは防災公園としても指定をされておりますので、有事の際にはそこで防災物資を配布するとかというような作業も想定されておると。それから、昨今夏場がかなり暑うございます。昼間に野球とかサッカーとかはなかなかできない時間帯が増えてきておりますので、夜間にそのようなスポーツを楽しめるということがございます。そのあたりの住民がたくさん活用できる場所として照明機器を設置するというので、今回発注をさせていただいております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 夜間にも活用ができるというのは意味が分かりますけれども、本町のスポーツ振興に関わる取り組みを見ておりましたが、昼間のスポーツの舞台でもそんなに力を入れて促進しているような状況ではないように、予算決算委員会を通しても感じる一面もあります。そういった意味では、使用される方々、町民に限らず、ほかの市町の方々も使用できるようにするのか。だけれども、やはり町民のための公園ですから町民を優先した上で使用を進められるほうがいいと思うのですが、果たして利用される方をどれぐらい予想されているのか、また結果的に町民に対してはどのぐらい喜んでもらえるというふうな解釈をお持ちですか。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 現在グラウンド利用者につきましては、利用者数として500名程度の利用申込みがあると。その方々を含めて夜間利用できるということになれば、利用が増えていくのかなと思っております。もちろん町民の方が優先で、料金体系も今テニスコート等は町内利用者につきましては町外よりも安く利用できますので、町の方々にたくさん使っていただけるように期待もしておりますし、必要な設備を設けていい環境で楽しくスポーツをしていただけるような環境をつくっていきたく。そのあたりは町民の方々のニーズにも応えておるといことで考えております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 夜中というか夜も運動、スポーツができる広場ができるというのは喜ばれる町民もたくさんあると思いますが、公園全体も含めて町民の利用方法の在り方はしっかりと今後検討されることを期待したいなと思いますが、有事の際もあいつた広場としては当然活用できると思いますけれども、どれぐらいの有事を想定されているのか分かりませんが、本当に大きな有事の場合はこういう照明が使えるのかどうかというのも微妙ですし、そういった場合は投光器なりを使ってもいいとは思いますが、今後無駄にならないように、また町民の意識、町民の方々がしっかり気がついて新たにまたスポーツを夜だったらできるなという人が取り組めるように、啓発ができるようにも努めていただければと思います。

以上です。

○議長（玉田正典） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたびの契約ですけれども、当初指名競争入札という話も出ておりましたが、制限付一般競争入札に変更をした理由が1点。

それから、制限付一般競争入札はどんな入札条件をかけたのが2点。

それから、ここの総合公園自体が社会資本整備事業として整備をされ、供用開始も近々ということですが、この工事、このグラウンドの夜間照明整備の工事に対して国からの交付金とかが分かりましたら金額をお示してください。

○議長（玉田正典） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 契約のことにつきまして、冒頭の2点にお答えさせていただきます。

当初工事の発注見通しのところで指名競争入札で予定しておるとまちづくり課のほうから報告を受けました。ただ、議会の議決を要する大きな工事でありまして、当町では6,000万円以上が議決案件でございます。5,000万円を超える工事の契約につきましては一般競争入札での業者選定というものを基本にしておりますので、例外的に行わないケースはございますが、今回の入札につきましてはやはり原則どおりの入札をすべきであるという判断に至りまして、広く公募する形で一般競争入札に切替えさせていただいたところでございます。

制限付一般競争入札、本件の参加要件でございますが、電気工事の建設業許可を受けている中で特定建設業の許可を受けていることをまず条件としております。参加される業者につきましてはの範囲でございますが、地域要件としまして太子町、姫路市及びたつの市、近隣というところで本支店、営業所を有するものというところ、あと経営規模等評価結果通知書の総合評定値、こちらにつきましては760点以上というもの、これは兵庫県で電気工事のこの規模の参加要件というものを決めておられまして、太子町では電気工事の基準というものを持ち合わせていないもので

すから従前から兵庫県の点数を参考とさせていただいておりますので、これを用いたレベルというところでの参加要件とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 3点目の補助金につきましてですけれども、社会資本整備総合交付金として国費2分の1をいただけるものでございます。

以上でございます。

○議長（玉田正典） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 3点については理解をいたしました。

それで、今回の入札の数字を見てみますと、12者中10者が1億円以上の金額を提示し、その中で落札したのは（株）ニチワ姫路支店7,940万円、落札率は97%という説明がありました。私もそんなに詳しくはないのですけれども、今までも町の工事に係る入札は積算システムがあって、土木工事とかは県の積算基準を基に、数量さえ間違わなければ同じようなというか、若干の違いはあっても——今回入札金額が4,500万円から5,000万円ぐらいの差で高いところと低いところがありますので、こんなに違ってくるのかなと、この数字を見て、町民目線ではすごく不思議に思ったところです。これについて、業者とこの行政、仕事を渡す側から、何かどういいう見解の違いとか。積算ではそんなには変わってこないと思うのですけれども、どんなところがこういう金額になってきたと推測を、また考え方がございましたらお願いいたします。

○議長（玉田正典） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 今回LED照明、またスポーツ施設の照明ということで、一般照明とは少し違って特殊性がございます。照明につきまして積算で統一的な価格はございませんので、見積りを取った上でそれを検討していると。その見積りの割合が今回70%から80%ぐらいを占めているということで、今回入札に参加された業者がその製品の卸してもらえる見積額の違いでこれぐらいの差になったのかなとは思っております。大きく5,000万円とか違うようなところの業者もございますが、2番目の業者につきましては直接工事費で2%ぐらいの差ということで、そのあたりも今回入札に参加された業者がそのメーカーに求めた見積書の価格、その価格がそのまま反映された結果なのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 本案件に賛成の立場から討論をさせていただきます。

計画に基づいているのか、少し突発的になっておるのか分からない部分もありますが、総合公園が公園の形としてどンドンどンドン進んでおることには町民としてはありがたいなというふうに思いますし、こうしてスポーツの場が出来上がるということにはいろんな意味で期待をすると

ころであります。しかしながら、公園全体を見て考えるときに、本当にどのようにして活用していくのか、あるいは町民に対して、あるいはまた町外の方々に対して、あの公園の位置づけというものであったり対応の在り方、今後協議する部分もあるということですが、やはり目的を持ってこういった公園にするのだというビジョンが見えにくいところがいまだある部分を私は感じております。そういった部分、公園の在り方あるいは町との関わり方を明確にしながら、よりよい総合公園になるよう期待を込めて賛成といたします。

○議長（玉田正典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（玉田正典） 全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第7 請願第4号 太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願**

○議長（玉田正典） 日程第7、請願第4号太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願を議題とします。

上程中の請願については、所管の議会運営委員会に付託して、休会中に御審査いただいております。

これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

議会運営委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 請願審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

1、審査した事件。受理番号、請願第4号。付託年月日、令和3年6月3日。件名、太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願。審査結果、採択すべきもの。措置、なし。

2、審査年月日。令和3年6月10日木曜日午前10時から午後3時15分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。請願者の福田敏博氏、紹介議員の上山議員より趣旨説明を受け、その後に協議

を行った。議会としても対応を怠っているわけではないが、迅速な情報発信や真相究明を行うことも含め、その役割・職責を今後も一層果たすよう努めることとし、請願者の思いは真摯に受け止め、当委員会として採択すべきものとの結論に至った。ただし、当町の混乱状態を解消するには、5月11日に議会から町長に提出した意見書にも書いているとおり、まず現状の町長の姿勢に変化がなければならないことから、意見をつけることとしております。

主な説明内容。

①請願者より、令和3年度一般会計予算委員会を傍聴した。後に教育長の辞意表明があり、その後に教育委員も辞めることになったが、町民目線ではその一連の流れが分からなかった。そういう動きが令和3年3月定例会最終日の3月25日から数カ月経過している中において、町長はどのようにしているのか。あるいは、それを正す立場である議員はどのような動きをしているのか。また、5月6日に議長メッセージが町ホームページで公表され、11日に要望書を議長が町長に提出されたことが分かったが、議員が全員同じ気持ちでやっているのか、一部の議員だけがやっているのかが不透明に感じた。そういうこともあり、町民としては事態をはっきりとさせていく必要があると思ひ、請願書の提出に至った。

②紹介議員より、請願者は以前教育委員であり、教育委員会の事情に大変意識を高く持って御覧になられている。議会の姿勢をしっかりと示してもらい、目に見える形で情報を得たい。責任が誰で、どこに、どうあったのか、はっきりしてほしい。そのために議会の役割を果たすよう求めているものである。

委員からの主な意見。

①議会として、反省すべきは真摯に反省して対応すべきである。

②法律違反との言葉も出たが、町長による教育委員会との協議がなかったことについて、議会として調査をすべきではないか。

③議会は情報発信等、足りていないところは対応するべきで、今後も町長と話し合っって同じ方向を向けるように、やるべきことはやっていくべきである。

④辞意表明をした教育長、教育委員に対する町長が行った慰留が、結果的に平行線になっている状況を踏まえると、このまま放置することはできない。混乱解消のために真相究明が必要である。

⑤この請願で求められていることは、議会として意見書提出後の問題となっていることに対して、次への取り組みを具体的に示し、責任ある行動につなげることである。

(2) 上山副委員長から、賛成討論があった。

(3) 審査結果は、賛成多数により採択すべきものと決定した。

賛成、上山副委員長、藤澤委員、長谷川委員、出原委員。反対、中藪委員。

意見として、「太子町の混乱状態を解消するためには、議会の取り組みだけではなく、町長自身も混乱解消に向けた誠実で前向きな姿勢に変わることが重要である」をつけて報告書とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（玉田正典） 以上で議会運営委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午前11時53分)

○議長（玉田正典） 再開します。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今回上程されました請願につきまして反対討論をさせていただきます。

まず、請願を出された方の趣旨の中で、責任ある議会としての役割を果たすことを求める。意見書提出後の動向が随時分かるよう町長の回答、議会の対応を明確にホームページ等に示すように求める。各議員の姿勢を明らかにし議会のホームページ等に公表するよう求める。この3点が請願書の中で示されておりました。この3点に共通するのは、議会の姿勢あるいは責任感というものをお問われているものだというふうに感じます。議会側として大いに町民の大切な声を受け止め、反省すべきであるということだと思えます。そして、1点、各議員の姿勢を明らかにし、議会のホームページ等に公表するよう求めるという文につきましては、議会のホームページは公共のホームページであり、私的な議員活動を行った結果としてのホームページでの公表というのは当然できないというのは当たり前のことであります。それは個人個人のツイッターとかブログにおいてすべきであり、町のホームページは使用すべきではないということは明らかであります。よって、この3点について、今回の請願審査報告書の中で明確にこういうふうにしますというふうにして、請願者に対して答えを出すという結論がなかったというのが非常に残念であります。であるからして、私自身としてはこれは採択するべきというよりも議会運営委員会の中で継続審査をすべきではなかったのかなと思えます。継続審査をしながら、この3点について明確に答えを出した上で請願者に対して返事をする。現状出された報告書の分だけでは、請願者がどこまで納得するかどうかは私は疑問が生じます。全体として、議会として、どうしていくべきかというのを明確に具体的に示すべきではなかったのかなという意味で、私はこの請願審査報告書に対して反対とさせていただきます。

以上です。

○議長(玉田正典) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 請願第4号に対して紹介議員でもございますが、賛成の立場として討論をさせていただきます。

まず、住民の方々の中でもこういった事情に高く意識を持って、この議会の動きも注目されている状況にあるということがございます。その意識の高い方から見た議会活動が至っていない状況にあったということは、反省すべき点として今回の委員会の中でも議論がございました。議会が取り組む姿勢を公表していく、公開していくという姿勢は社会には求められている大切な課題であり、こういった事情こそ明らかにし、鮮明に議会としても議員としても姿を示すことは当然求められてくるものと思われまふ。町長が現状において、令和3年6月定例会で自らの責任を一部認める発言がございました。教育長もそれに対して、その状況から了解するという答弁もいただいております。それまで、ただ理解できる場面がなかった、その説明が全くなかったという答弁もございました。つまりは、令和3年3月定例会以降、町長自身もそのような動きを全くしておらず、誠意のない、意見書に対する回答を議会に提出するような状況であります。

議会としては、確かに何かしら動きを常に続けながら、町長に対して、あるいは教育委員会に対して対応をする部分を持ってきました。しかしながら、その結果、改選を挟み、状況的には一

且止まっているように見えて仕方がないのも当然だというふうに考えます。この請願の趣旨というのは、議会がしっかりと活動をしていただきたい、結果を出していただきたい、こういった問題があった場合に解決を求めたいという声の現れであります。内容として具体的にこうすべき、ああすべきというものは議会自身で考えていくべきもので、答えは議会が出すものであります。しかしながら、教育長も9月いっぱい任期を迎えられるような状況に当たって、請願者が元教育委員という立場も考えると、この請願については議会が言われている指摘を理解できない議員のほうがおかしいというふうに解釈をいたします。つまり、議員は議会としても、議員としても合意形成の場であることを理解し、その状況に対応しなくてはいけない場面に立たされていることを改めて確認しなくてはならない部分でございます。また、町長も住民から選ばれている立場であることを再度確認いただきながら、自ら議会に対してこのようなことが出てきたことを踏まえていただき、自らの行動を考えていただきたいというふうに考えます。一刻も早いこの太子町の混乱状態解消のためにこの請願を採択し、議会としても責任ある行動に努め、町長にはまた責任ある対応を求めたいと考えます。賛成の立場からの討論でした。

○議長（玉田正典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 反対の立場から討論させていただきます。

ここまで人事案件などを否決されておられるのは議会の一部の方々であり、議会全体として町長と対立していると判断して請願書を上げてくることには賛成いたしかねます。議会としては、前議長を代表に町長に対して姿勢を改善し、行政の立て直しを図るように意見書を出したのは最近のことです。意見書を出してから1年も経過しておらず、まだ数カ月、1カ月ちょっとしかたっていないことから考えても賛成することはできません。議会の信用をなくし、さらに混乱すると考えます。今回の請願者が求めている内容は町長の責任と議員一人一人の思いを聞きたいという請願内容であり、議員必携の請願の対象となる「1、国、地方公共団体等の公権力の行使によって受けた損害の救済、2、公務員の罷免、3、法律をはじめ、政令、省令、訓令、職務命令、各種規則をはじめ、地方公共団体の条例、規則の制定、改廃のほか、国、地方公共団体の事務に関する全ての事項に当てはまる」ものではありません。仮に請願の対象となるものを考えるのであれば、議員必携の1にある「国、地方公共団体等の公権力の行使によって受けた損害の救済」に値するというのであれば、どのような損害を受けたか明記する必要があります。明確な記載はされておりません。議員必携を遵守されておられないことから不採択にせざるを得ないと考え、反対いたします。

議会としては意見書を提出し、対応を見ている最中であり、今後も大人として対話や協議を重ね、なるべく早く混乱の收拾に努めるべきだとは思っております。また、議会からの情報発信については御意見として受け止め、今後改善を図っていく必要があるかとも考えております。

以上です。

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 本議案に賛成の立場から討論させていただきます。

議会の役目としまして、日々の行政運営に関しまして適切な政策提言を行って、町政のために一丸となって協力していくということは責務として大切であって当然のことです。しかしながら、この数年来の早期退職者の増加の問題、それから令和3年3月定例会で噴出いたしました、主に教育委員会との関係に係る問題等々の諸問題は、行政基盤を揺るがす深刻な問題であります。5年後、10年後、そして未来の太子町に関わる最重要の問題であると私は考えておりま

す。これは、先ほどの討論などでもございましたが、混乱が収まるようにということはもちろん私も思いますが、混乱などというその原因も特定しないような曖昧な認識は無責任であると議員としては考えます。問題を収めるといっても収め方が大事でありまして、議会としてはこれを決してうやむやに終わらせるようなことはあってはならないと考えております。したがって、事実を究明し、しかるべき改善に向けた方向性を打ち出していくことが議会として果たすべき責任であると考えます。本請願は、議会への叱責をも含んでいる内容だと考えますが、我々としてはこれを真摯に受け止め、議会としての本分を果たすべく努力することが必要であると考えます。したがって、本請願書は採択すべきものということで賛成討論といたします。

○議長（玉田正典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（玉田正典） 賛成多数です。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第8 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、 2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（玉田正典） 日程第8、請願第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 請願審査報告書に基づき報告させていただきます。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第3号。付託年月日、令和3年6月3日。件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和3年6月8日火曜日午前9時30分から午後2時25分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

紹介議員の藤澤元之介議員より趣旨説明を受け、その後の協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至った。

主な説明内容。

コロナ禍での学校の密を防ぎ切れないと現場の声が大きくなっており、40人が1つの教室で机を並べると1メートル以上の間隔を保つのは難しい。改正義務標準法は小学1年生が1学級35人、小学2年生以上が40人となっていたのを5年かけて段階的に全学年35人にするとなっているが、兵庫県は小学2年生から4年生まで、もう既に35人という県独自の施策で今対応している。趣旨は、全国どこに住んでいても同じような教育水準を確保して、将来を担う子供の教育にお力添えをお願いしたいということで、この請願の意見書につながっている。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決定した。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上です。

○議長（玉田正典） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（玉田正典） 全員賛成です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後0時12分）

（再開 午後0時12分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 意見書案第1号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度  
拡充に係る意見書

○議長（玉田正典） 追加日程第1、意見書案第1号少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 意見書案第1号について、意見書の提出について別紙のとおり、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を会議規則第14条の規定により提出します。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらにきめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠です。その上、文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれては地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年6月18日。内閣総理大臣菅義偉様、財務大臣麻生太郎様、文部科学大臣萩生田光一様、総務大臣武田良太様宛てに兵庫県太子町議会議長玉田正典より提出をしていただく流れになっております。よろしくお願いたします。

○議長（玉田正典） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（玉田正典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第9 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(玉田正典) 日程第9、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(玉田正典) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回太子町議会定例会(第493回町議会)を閉会します。

(閉会 午後0時18分)

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長(玉田正典) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月2日の招集以来、本日までの17日間でしたが、この間、議員各位には条例改正、同意人事などの重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、町政伸展のため、誠に御同慶にたえません。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さらに、当局各位の議案審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものでございます。

これから暑さも厳しくなっております。議員各位にはこの上とも御自愛いただきまして、町政発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長(服部千秋) 令和3年第3回太子町議会定例会(第493回町議会)が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る6月2日に開会されました今期定例町議会におきまして、予算、条例案件及び追加で提出させていただきました監査委員、副町長の同意案件等、多数の重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、御議決いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できま  
すよう努力してまいります。

今後もワクチン接種をはじめとする新型コロナ感染症対策を実施し、今後展開していく諸施策を町職員と一丸となって取り組み、町民の皆様の健康を守ってまいる所存であります。

議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 玉 田 正 典

署名 議員 出 原 賢 治

署名 議員 森 田 哲 夫